

## 上田商工会議所生命共済制度 自家給付制度 規約

(目的)

**第1条** 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済制度」の一部をなすものである。

(対象者)

**第2条** 本規約は、当商工会議所が運営する「生命共済制度」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金(品)・助成金制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済制度」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

**第3条** 会員事業所は、当商工会議所に対し、「生命共済制度」の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

**第4条** 本制度の給付は、見舞金・祝金(品)・助成金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱退)

**第5条** 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済制度」から脱退するものとする。

「生命共済制度」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

(1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき

(2) 会員事業所が「生命共済制度」から脱退する旨の意思表示をしたとき

(3) 会員事業所が「生命共済制度」の掛金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。

(4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき  
(給付手続き)

**第6条** 対象者は、見舞金・祝金(品)・助成金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(規約の制定・改廃)

**第7条** 本規約の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

(付則)

**第1条** この規約は、平成29年10月1日より実施する。

別表1 見舞金・祝金(品)・助成金給付内容

(単位：円)

生命共済の内容／口数		1口	2口	3口	4口	5口
事故通院見舞金	5日以上	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000
長期災害入院見舞金	60日以上	30,000	45,000	60,000	75,000	90,000
病気入院見舞金	1～19日	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000
病気入院見舞金	20～89日	15,000	30,000	45,000	60,000	75,000
病気入院見舞金	90日以上	30,000	45,000	60,000	75,000	90,000
要介護認定見舞金	公的介護3以上	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000
結婚祝金	(加入・増口6か月以上)	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000
出産祝金	(加入・増口6か月以上)	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000
成人祝金	(加入・増口6か月以上)	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000
人間ドッグ助成金	(加入・増口6か月以上)	3,000	6,000	9,000	12,000	15,000
PET/CT 検診助成金	(加入・増口6か月以上)	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000
古希祝品	70歳 (加入・増口6か月以上)	お祝い品				
還暦祝品	60歳 (加入・増口6か月以上)					

## 〈給付に関する注意事項〉

## ●事故通院見舞金

- ・対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して5日以上実通院をしたとき、年（※）2回を限度として、口数に応じて支給する。（※）年＝保険期間：更新日10月1日～9月30日（基準日は初診日）
- ・複数の傷害で、同一病院で同時に治療している場合はあわせて1つの治療とみなす。

## ●長期災害入院見舞金

- ・対象者が、災害によってその身体に被った傷害に対して60日以上入院をしたとき、年（※）2回を限度として、口数に応じて支給する。（※）年＝保険期間：更新日10月1日～9月30日（基準日は初診日）
- ・複数の傷害で、同一病院で同時に治療している場合はあわせて1つの治療とみなす。

## ●病気入院見舞金

- ・対象者が、効力発生日以後に発生した不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院を1日以上継続したとき、年（※）2回を限度として口数及び日数に応じて支給する。
- ・同一の疾病を直接の原因とする場合は1回を限度とする。（※）年＝保険期間：更新日10月1日～9月30日（基準日は入院初日）
- ・同一疾病においても連続180日間治療が中断していれば新たな疾病とみなす
- ・複数の疾病で、同一病院で同時に治療している場合はあわせて1つの治療とみなす。

## ●要介護認定見舞金

- ・対象者が、効力発生日以後に公的介護保障制度「要介護3」以上に認定されたとき、年（※）1回を限度として口数に応じて支給する。（※）年＝保険期間：更新日10月1日～9月30日
- ・同一疾病による介護認定の更新での毎年申請は不可とする。

●結婚祝金

- ・効力発生日から6ヵ月以上の加入・増口の対象者が結婚したとき、口数に応じて支給する。

●出産祝金

- ・効力発生日から6ヵ月以上の加入・増口の対象者または対象者の配偶者が出産したとき、口数に応じて支給する。

●成人祝金

- ・効力発生日から6ヵ月以上の加入・増口の対象者が成人したとき、口数に応じて支給する。

●人間ドッグ助成金

- ・効力発生日から6ヵ月以上の加入・増口の対象者が人間ドッグを受診したとき口数に応じて支給する。
- ・助成額は受診金額を限度とする。

●PET / CT 検診助成金

- ・効力発生日から6ヵ月以上の加入・増口の対象者がPET 検診を受診したとき口数に応じて支給する。
- ・助成額は受診金額を限度とする。

●古希・還暦祝品

効力発生日から6ヵ月以上の加入・増口の対象者が保険年齢による60歳、70歳を迎えたとき、祝品を贈呈する。

〈用語の定義・注意事項〉

- ・対象者：生命共済制度に加入する会員事業所の事業主・役員およびその従業員
- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
- ・日数計算は、同一疾病及び傷害による継続治療の場合に限る。
- ・見舞金・祝金・助成金は請求事由の発生時点での口数にて支払う。

- ・ 見舞金・祝金（品）・助成金は支払事由発生後3年以内に請求する。
- ・ 見舞金を支払わない場合の定めについては、定期保険（団体型）普通保険約款と同様に扱う。
- ・ その他規定のない場合は定期保険（団体型）普通保険約款と同様に扱う。

別表2 見舞金・祝金（品）・助成金 給付請求書類

見舞金区分	必要書類
事故通院見舞金	①診断書（コピー可）
長期災害入院見舞金	
病気入院見舞金	
要介護認定見舞金	①介護保険被保険者証（コピー可） ②診断書（コピー可） ①②ともに必要
結婚祝金	①結婚届受理証明書（コピー可） ②戸籍謄（抄）本（コピー可）
出産祝金	①出生届受理証明書（コピー可） ②母子手帳出生届済証明（コピー可） ③戸籍謄（抄）本（コピー可） ④健康保険証（コピー可）
成人祝金	①成人証明書（コピー可） ②免許証（コピー可） ③戸籍謄（抄）本（コピー可） ④健康保険証（コピー可） ⑤その他年齢が確認できる書類（コピー可）
人間ドッグ助成金	①領収書（コピー可）
PET/CT 検診助成金	①領収書（コピー可）
古希・還暦祝品	①免許証（コピー可） ②健康保険証（コピー可） ③その他年齢が確認できる書類（コピー可）

※いずれも申請書の提出が必要。

（付則）

〈用語の定義・注意事項〉の一部改正は、令和2年4月1日より実施する。